

中古機械等のリースに関する Q&A

(2015年4月10日時点)

1. 中古機械等のリースを開始する理由

Q 1 : 今回、中古機械等のリースを開始した理由を教えてください。

A 1 : 当機構では、これまで、畜産経営並びに食肉及び生乳の流通に必要な新品の機械等について貸付事業を行ってまいりました。

しかし、利用者である借受者、借受団体等から、新品に比べ、価格の安い中古機械等のリースについても要望が挙げられてきており、これまでに、中古のショベルローダー、トラクター、ロールベアラー、マニユアスプレッダー、冷蔵冷凍ショーケース、冷蔵冷凍車、ミルクタンクローリー、遠心分離機などの希望がありました。

そこで、借受者のみなさまのさらなる経営合理化を支援するため、今般、中古機械等もリース事業の貸付対象とすることにしました。

2. 中古機械等の定義

Q 2 : 中古機械とはどのようなものをいいますか。展示会で展示されていたトラクターは、中古になりますか。

A 2 : 本リース事業において、中古機械とは、一度以上、売買されたことがあるものを指します。購入後、一度も使用したことのない機械であっても、売買されたことがあれば、中古機械になります。なお、製造メーカーが既に販売をやめた型落ちのもの、店頭等に展示されていたものについては、一度も売買されたことがなければ、新品の機械となります。

展示会で展示されていたトラクターが、もし、一度も売買されたことのないものであれば、これも新品の機械となり、中古機械とはなりません。

3. 貸付対象となる中古機械等の範囲、貸付期間

Q 3 : どのような種類の中古機械等がリース対象となるのですか。

A 3 : これまで当機構がリース対象としていた施設等のうち、建築物・構造物等を除いたものが対象となります。具体例は、「中古機械・装置等の貸付に関する基準」別表 1 から別表3をご覧ください。これらの表にない機械等については、当機構にお問い合わせください。

Q 4 : ファンベルトの交換の必要がある中古のトラクターもリースの対象となりますか？価格が安いので、自分で修理して使いたいと思います。

A 4 : 低価格であっても、故障箇所のある機械等はリースの対象なりません。リースの対象となる中古機械等は、点検整備状況が良好なものに限ります。

Q 5 : 貸付期間はどのようになりますか。

A 5 : 貸付期間は、新品の機械等と同様に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の中古資産の耐用年数により算定した別表 1 から別表 3 のとおりです。延長についても、上記の表の100分の120に相当する年数まで可能です。短縮はできません。

Q 6 : 法定耐用年数を過ぎてしまっている中古機械等の貸付期間はどのようになりますか。

A 6 : 別表 1 から別表 3 のとおり、新品機械等の法定耐用年数の 20%を掛けた年数が貸付期間になります。この年数に1年未満の端数がある場合は端数を切り上げ、2年未満に満たない場合は2年とします。

4. 中古機械等の貸付料、保険

Q 7 : 貸付料や譲渡価額はどのようになりますか。

A 7 : 新品機械等と同様の算定となります。ただし、附加貸付料については、基準料率のみとなります。

Q 8 : 保証保険料はどのようになりますか。

A 8 : 新品の機械等と同じです。

Q 9 : 動産総合保険はどのようになりますか。保険料があがったりするのでしょうか。

A 9 : 保険料率は新品機械等と同じです。

Q10 : 耐用年数が終わっており、貸付期間が2年間の中古のトラックも車両保険をかける必要がありますか？

A10 : 新品と同様に公道を走る車両はすべて車両保険をかけていただく必要があります。中古のトラックも必ず車両保険に入ってください。

Q11 : 中古機械等が故障したり、リース期間中に壊れて使えなくなってしまったときはどのようになりますか。

A11 : 新品機械等が故障してしまった場合と同じです。

販売業者の保証期間がある場合で、保証期間内に故障した場合は、販売業

者の保証をお使いください。

販売業者の保証期間がない場合もしくは保証期間が過ぎている場合、動産総合保険に入っている中古機械等の修理については、損害保険金が支払われます。ただし、故障の原因が、経年劣化、サビ、腐食などの場合は補償の対象とはなりません。

5. 中古機械等の貸付申請について

Q12 : 新品機械等と中古機械等の貸付申請方法は異なりますか。

A12 : 新品機械等と同じですが、販売業者から、見積書、カタログ(設計図面)を取得するほか、「中古機械・装置等の貸付に関する基準」の別紙「中古機械等の評価書」を作成してもらい、併せて提出してください。また、販売業者の有する「古物商許可証」の写しも添付してください。

Q13 : 中古機械等の販売者、取扱業者の資格要件はありますか。

A13 : 古物営業法に基づき、中古機械等の販売業者は、古物商許可証を取得していなければなりません。このため、借受者が借受団体等を通じた「間接リース方式」で中古機械等を借り受ける場合は、借受団体等も古物商許可証を有する必要があります。

Q14 : リースしたい中古機械等が、発売時から時間が経っているため、販売業者もカタログを入手することができません。その場合は、どうすればいいですか。

A14 : 新品時のカタログが入手できない場合、販売業者が作成する「機械等名」「銘柄」「形式」「機械等の能力」を記載した写真付きの書面を提出してください。また、メーカーのホームページからダウンロードしたカタログや「機械等名」「銘柄」「形式」「機械等の能力」を記載したページを提出することも可能です。

Q15 : せっかく借りた機械等がすぐに壊れてしまったら大変です。中古機械等の状態はどのように確認するのですか。

A15 : 貸付申請書の添付書類として提出する見積書、カタログ(もしくは設計図面)とともに、販売業者が作成した「中古機械・装置等の貸付に関する基準」の別紙「中古機械等の評価書」を提出していただきます。評価書には、当該中古機械等の点検整備状況が良好であることの確認に加え、使用履歴、使用時間(アワーメーター)等を記入いただきます。また、故障等があった場合のメンテナンス体制についても記入することになっています。さらに、検収時にも、点検整備状況について、確認していただきます。

Q16 : リース料の支払方法は新品の機械等と異なりますか。

A16 : 新品機械等と同じです。支払回数についても年 1 回払もしくは年 4 回払のどちらかをお選びいただけます。

6. 中古機械等の検収について

Q17 : 中古機械等の検収方法はなるのですか。

A17 : 新品機械等と同様ですが、検収所見として、点検整備・稼働状況が良好であることも確認していただき、検収報告書に記載してください。

7. 間接リースについて

Q18 : 間接リース方式の場合、借受団体等も古物商許可証が必要ですか。

A18 : 古物営業法に基づき、借受団体等も古物営業許可証を取得する必要があります。

Q19 : 経営する精肉店で中古の冷蔵冷凍車をリースしたいのですが、所属している組合が古物商許可証を持っていません。中古の冷蔵冷凍車はリースできないのでしょうか？

A19 : 間接リースで中古の機械等をリースする場合、古物営業法により、借受団体が古物商許可証を取得している必要があります。間接リースでは、ご所属の団体が古物商許可証を持っていない場合、中古機械等のリースはできません。